

専門職大学院における実務家教員について

- 中教審大学分科会第四次報告(平成22年6月29日)では、「実務家教員」に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの「実務家教員」の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める「実務家教員」の割合の取扱いなどの明確化を提言。

【現行制度の概要】

○専門職大学院の教員組織

専門職大学院には、

- ①教育上又は研究上の業績を有する者
- ②高度の技術・技能を有する者
- ③特に優れた知識及び経験を有する者

のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある者を専任教員として置く。

○実務家教員

専門職大学院に置かれる専任教員のうちには、

- ①専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験 及び
- ②高度の実務の能力

を有する者をおおむね3割以上置く。

○いわゆるみなし専任教員

上記の実務家教員の2/3以内は、専任教員以外の者でも、1年に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負う者で足りるものとされている。

【実務家教員の現状】

- ①専任教員総数・・・3,406
- ②実務家教員数・・・1,365(①の約4割)
- ③実務家教員が7割以上(10専攻が該当)
 - ・10割→1専攻(経営)
 - ・9割→1専攻(経営)
 - ・8割→2専攻(経営, その他)
 - ・7割→6専攻(経営3, 会計, 知財, その他)
- ④みなし専任教員数・・・450(①の約13%, ②の約33%)
- ⑤採用前の実務経験年数・・・20年以上が約7割, 10年未満は約6%。
- ⑥実務には採用前いつ頃まで携わっていたか・・・直前まで(現役含む)が約9割。6年以上前までが約2%。

【論点】

実務家教員の取扱いが様々となっているケースがあり、例えば次のようなケースが見られる。

- ・ 専任教員の全てが実務家教員であるケース
- ・ 実務から長く離れてしまったケース
- ・ 1年に6単位以上の授業科目の担当を求める「みなし専任教員」の最低要件も満たしていない専任教員が存在するケース

(参考)

○専門職学位課程WG報告書（H22.6.29）（抜粋）

- 各専門職大学院に対する調査では、一部の大学に専任教員や実務家教員の解釈や運用について混乱があることが確認され、特に実務家教員が多数を占める専門職大学院においては、大学院としての適切な理論教育の提供の観点から疑義が生じているところであり、実務家教員の定義等についての検討が必要である。

<現状>

- 実務家教員の配置において、実務家教員の定義・基準などが詳細に定義されておらず、一部の専門職大学院において解釈や運用に混乱が見られることが調査において確認されている。そのため、専任教員の全てが実務家教員であるケース、実務から長く離れてしまったケースなど、多様な形態が見られる。

○大学院における高度専門職業人養成について（答申）（H14.8.5）（抜粋）

6 教員組織

- 専門職大学院においては研究指導を必須の修了要件としないことから、研究指導教員は必置とはしないこととする。一方、当該専門職大学院における教育を担当するにふさわしい高度の教育上の指導能力があると認められる者を、専任教員として必要数置くこととする。
- 実践的な教育を行う観点から、実務家教員を専任教員中に相当数置くことを義務付ける。

○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）（抜粋）

- 第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。
- 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 (略)
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）（抜粋） （専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

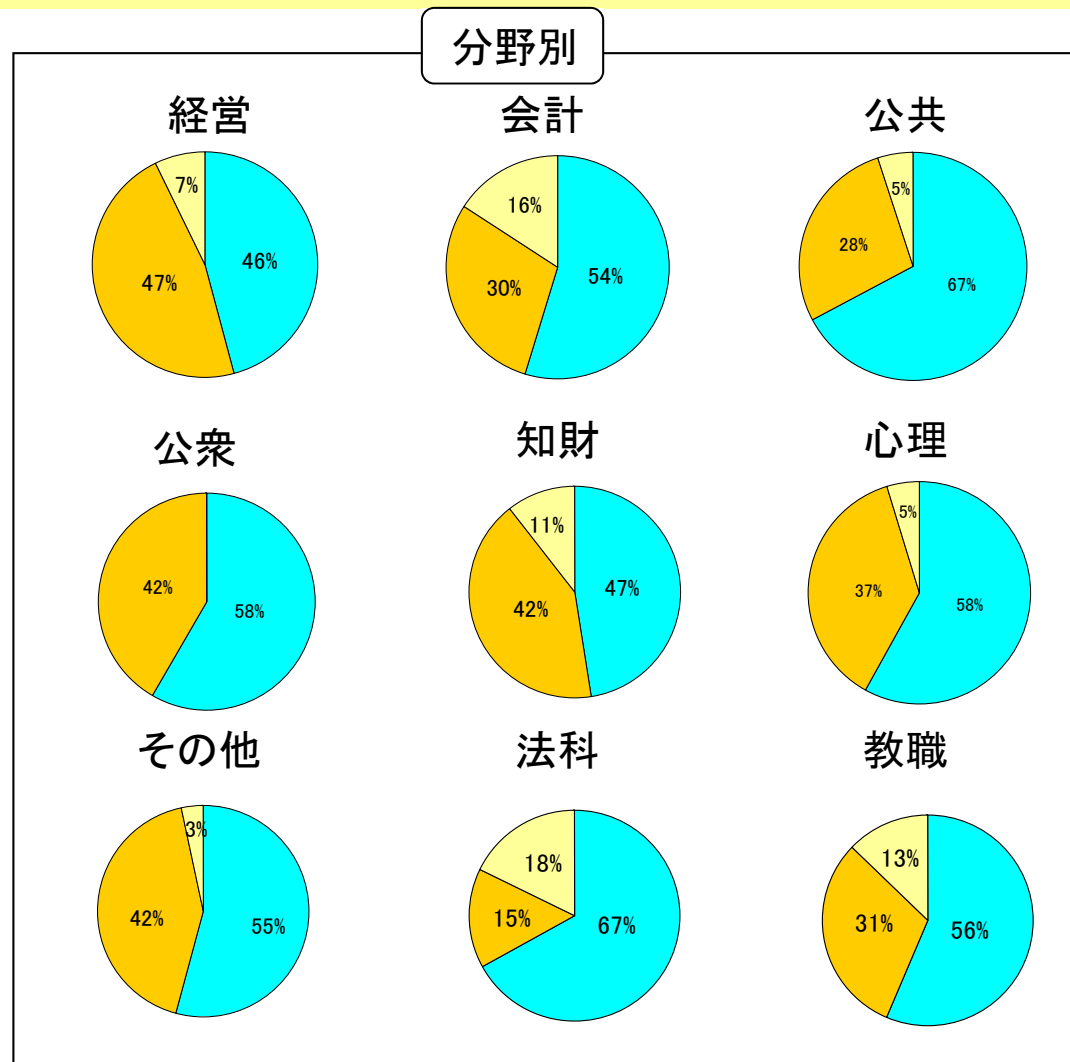
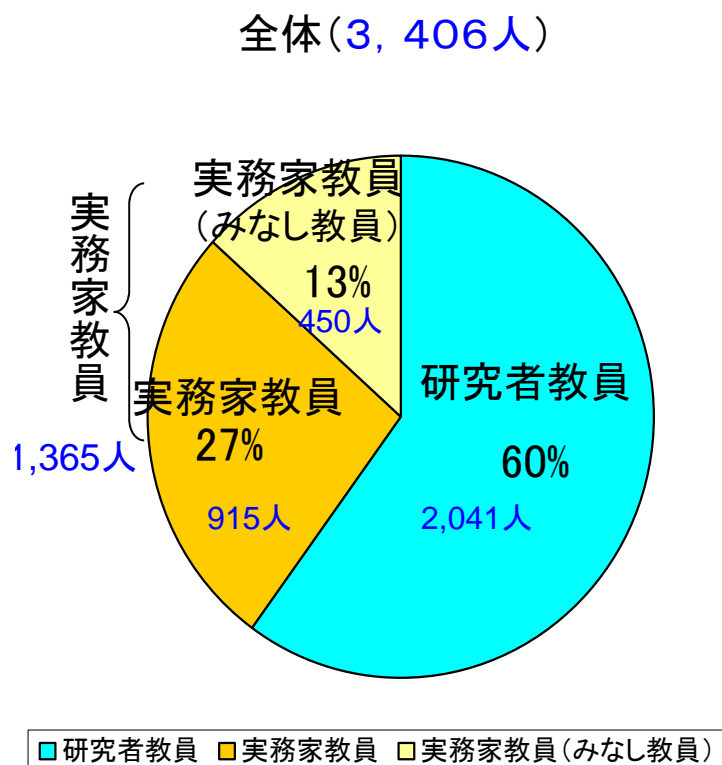
- 第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。
- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

専門職大学院の実務家教員の現状

文科省調べ(平成22年4月1日現在)

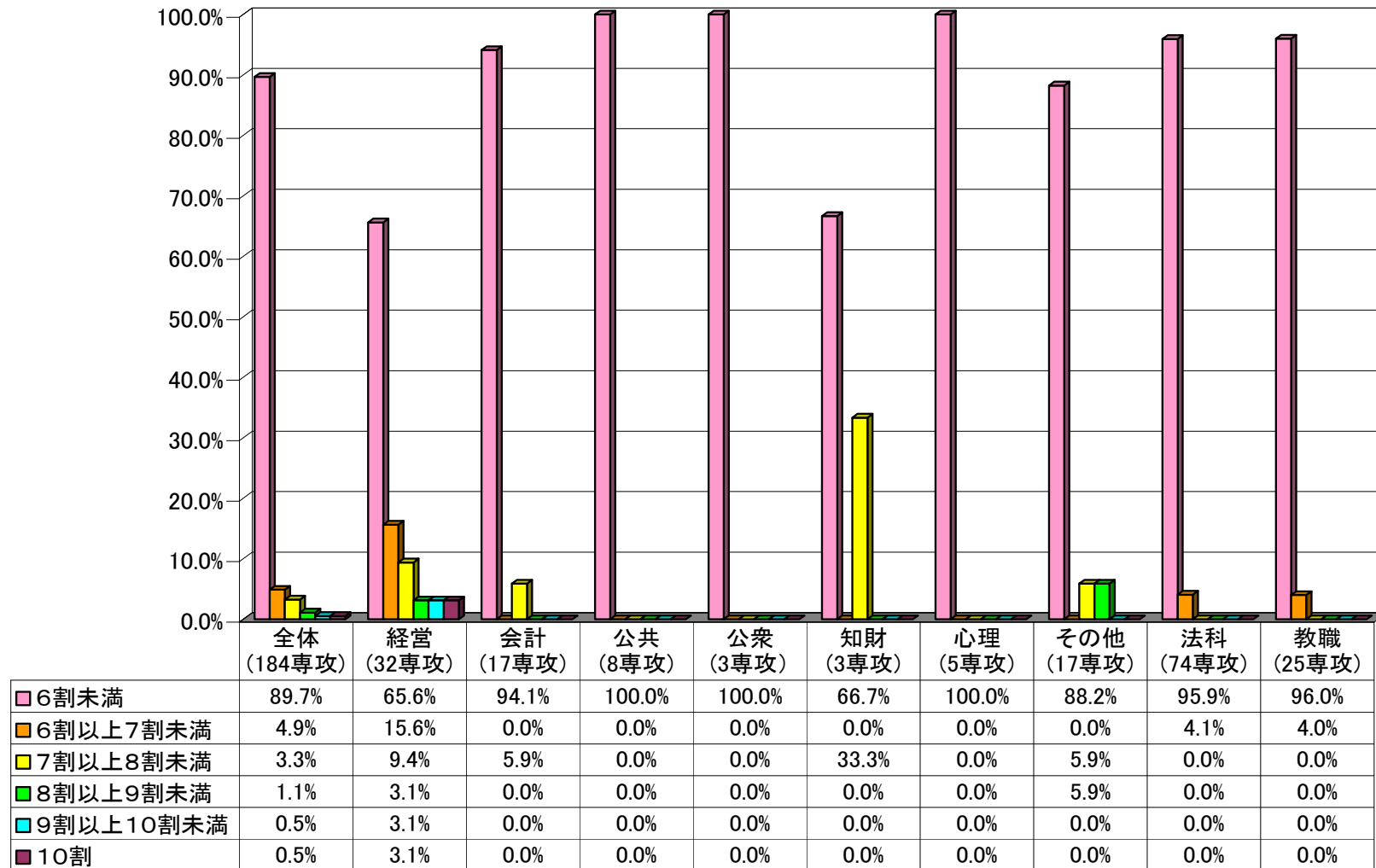
1. 専門職大学院における専任教員の配置状況

◆専任教員の配置状況



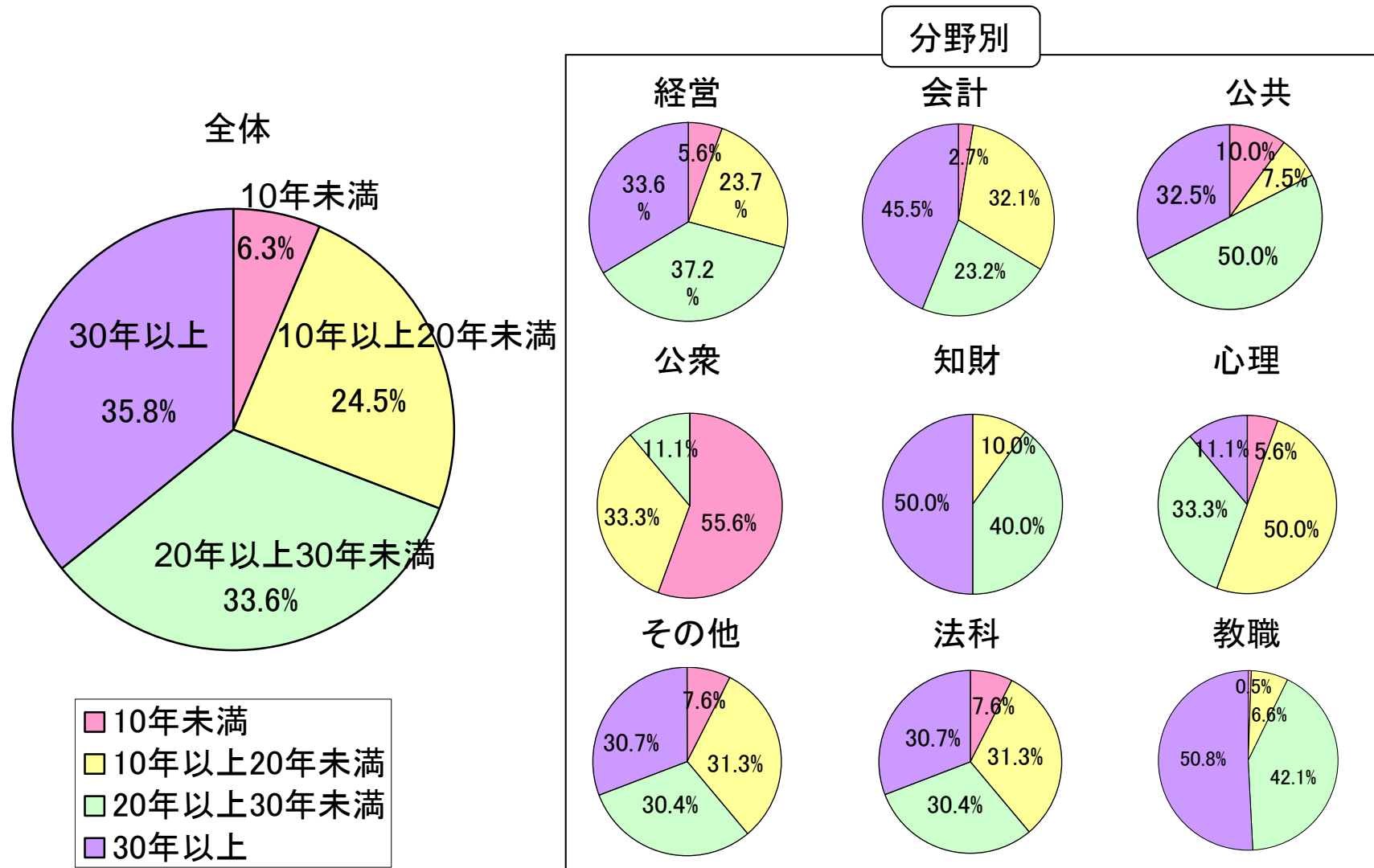
2. 実務家教員の配置状況

◆実務家教員の配置割合別の専攻数の割合



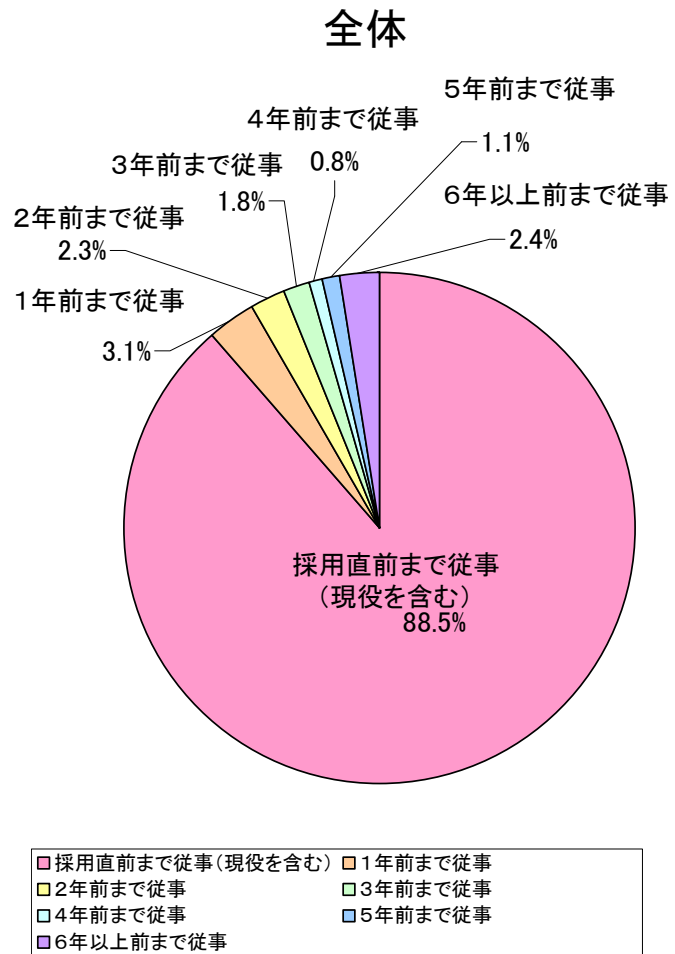
3. 実務家教員の実務経験年数

◆採用前の実務に従事した経験年数



4. 実務家教員の最新の実務能力の確保

◆採用前いつ頃まで実務に従事していたか



分野別

